

# 遠軽町国民保護計画の概要

## 第1編 総論

### 第1章 遠軽町の責務、計画の位置づけ、構成等

遠軽町（以下「町」という。）は、武力攻撃事態等において、国民保護に関する計画に基づき、他機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針

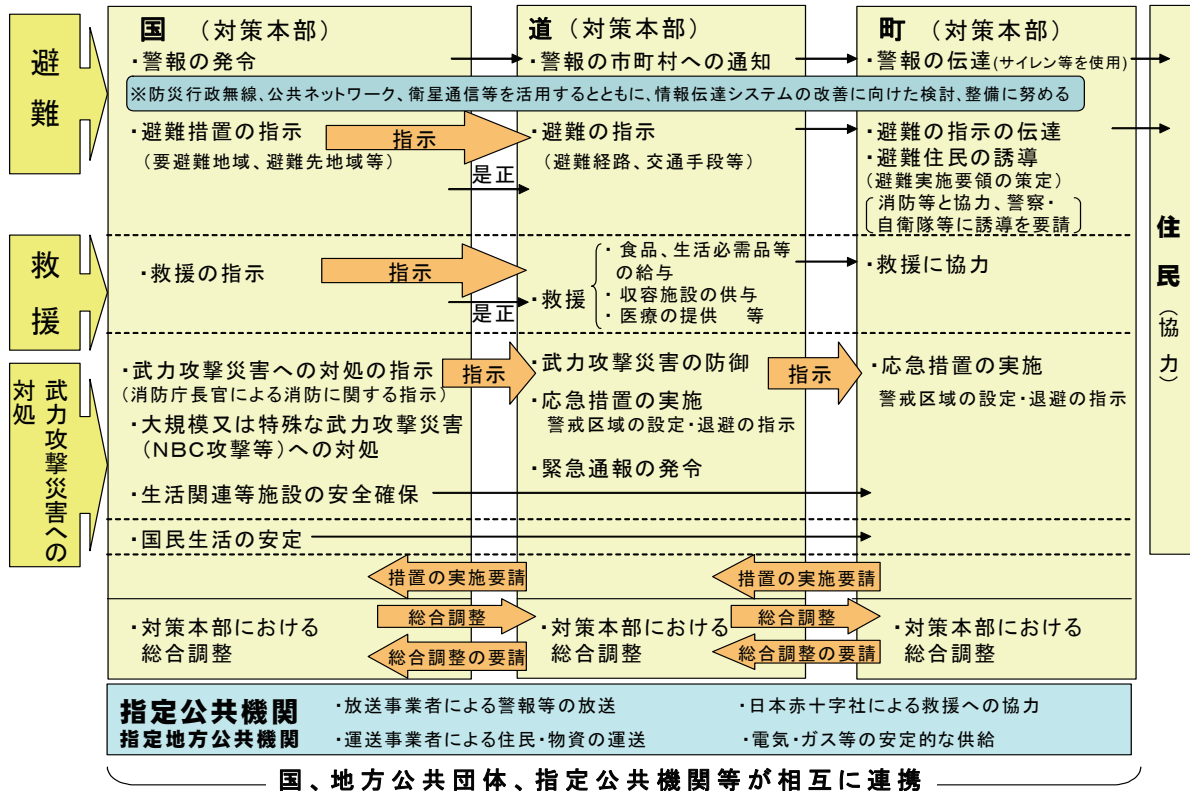
- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 国民の権利利益の迅速な救済
- ・ 国民に対する情報提供
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 国民の協力
- ・ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

### 第3章 基本用語の説明

### 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

※【国民保護措置の全体の仕組み】

## 国民の保護に関する措置の仕組み



- 町の事務
  - ・国民保護計画の作成
  - ・国民保護協議会の設置、運営
  - ・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
  - ・組織の整備、訓練
  - ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
  - ・救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
  - ・退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
  - ・水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施
  - ・国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
  - ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 第5章 町の地理的、社会的特徴

### 第6章 町国民保護計画が対象とする事態

- 武力攻撃事態
  - ・着上陸侵攻
  - ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
  - ・弾道ミサイル攻撃
  - ・航空攻撃
- 緊急対処事態
  - ・ダムの破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破等
  - ・大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

- 町の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うとともに、町は、武力攻撃等の状況に応じて、適切な対応がとれるよう、初動体制や町職員の参集基準を定める。
- 国、道、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関との連携体制を整備する。
- 町は、非常通信体制を整備するとともに、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- 町は、防災行政無線の整備や関係団体等との協力関係の構築等、警報や避難の指示の伝達体制を整備するとともに、被災情報や安否情報を収集・整理し、迅速・的確に報告及び提供できる体制の整備を図る。
- 研修及び訓練により、町職員の武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

### 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。
- 町は、避難誘導をする際に策定する避難実施要領については、あらかじめ複数のパターンを作成する。この場合、特に高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要援護者、積雪寒冷地である町の交通事情等に考慮する。
- 町の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、あらかじめ道と調整するとともに、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

- 町は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行えるよう、運送事業者の輸送力等の把握に努める。
- 町は、道が行う避難施設の指定に際しては、道に協力するとともに、道と連携して住民に周知する。
- 町は、生活関連等施設の情報を道を通じて把握し、道との連絡態勢を整備する。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

- 町は、防災用備蓄の品目や基準を踏まえ、備蓄又は調達体制を整備する。
- 町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検を行う。

### 第4章 国民保護に関する啓発

- 町は、国及び道と連携し、国民保護の正しい知識や住民がとるべき行動等に関する啓発を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 町長は、武力攻撃事態等の認定前に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等において、緊急事態連絡室を設置し、所要の初動措置を実施する。

### 第2章 町対策本部の設置等

- 内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合は、迅速に町対策本部を設置し、関係機関と連携協力して町内における国民保護措置を総合的に推進する。

### 第3章 関係機関相互の連携

- 町は、国、道、他の市町村、指定（地方）公共機関及びその他関係機関と相互に連携し、国民保護措置の実施要請や自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等を行う。  
また、ボランティア団体等への支援を行うとともに、安全の確保に十分に配慮した上で、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

### 第4章 警報及び避難の指示等

- 町は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達及び通知する。

〈伝達方法〉

- ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、広報車等により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

更に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

- 町長は、知事から避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。

#### 〈避難住民の誘導〉

- ・町長による避難住民の誘導
- ・消防機関の活動
- ・避難誘導を行う関係機関との連携
- ・自主防災組織等に対する協力の要請
- ・誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- ・高齢者、障害者等への配慮
- ・残留者等への対応
- ・避難所等における安全確保等
- ・動物の保護等に関する配慮
- ・通行禁止措置の周知
- ・道に対する要請等
- ・避難住民の運送の求め等
- ・避難住民の復帰のための措置

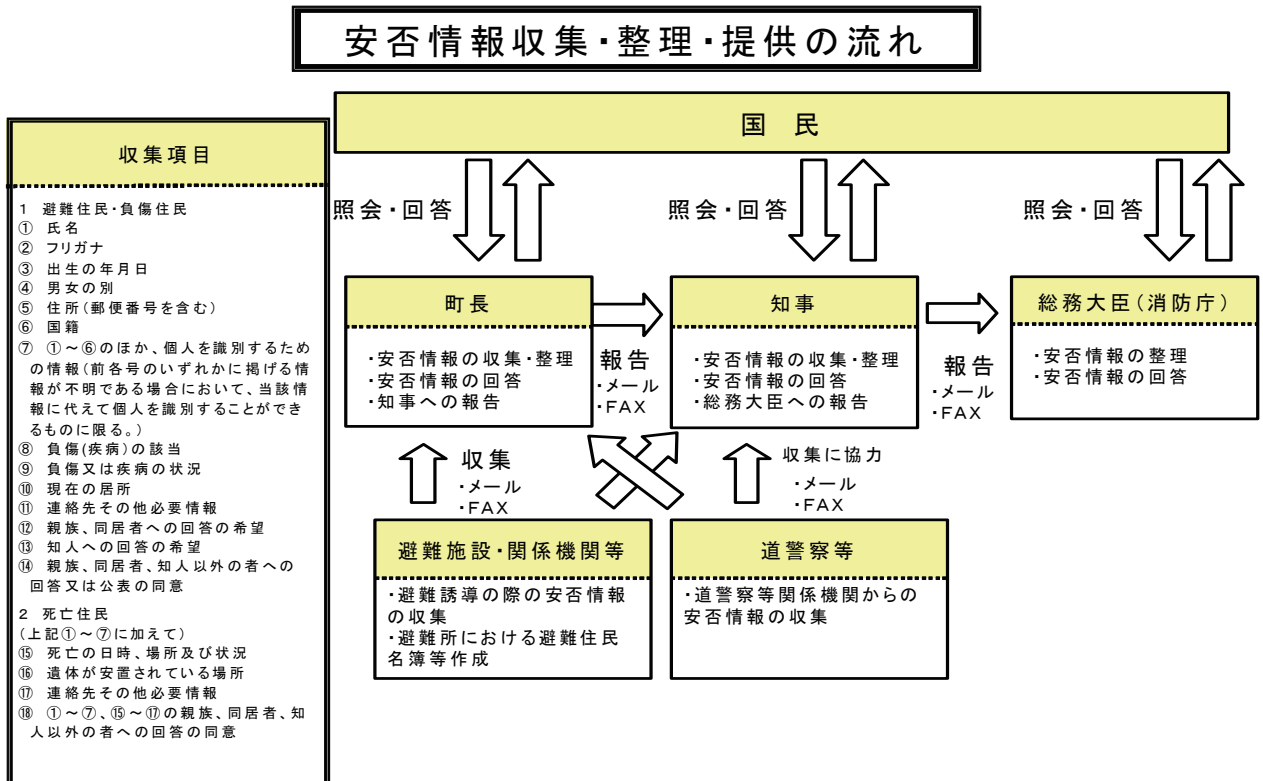
### 第5章 救援

- 町長は、道や関係機関と連携を図りながら、避難住民等に対し、必要な救援措置を実施する。
- 救援の内容
  - ・収容施設の供与
  - ・食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
  - ・医療の提供及び助産
  - ・被災者の捜索及び救出
  - ・埋葬及び火葬
  - ・電話その他の通信設備の提供
  - ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
  - ・学用品の給与
  - ・死体の捜索及び処理
  - ・武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 第6章 安否情報の収集・提供

- 町は、避難所等からの安否情報を収集・整理し、道へ報告する。また、安否情報の照会窓口等を設置し、被照会者の同意に基づき、回答する。  
なお、外国人の安否情報の収集・提供について、日本赤十字社北海道支部に協力する。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れ



### 第7章 武力攻撃災害への対処

- 町長は、国や道等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- 町長は、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を実施する。
- 町は、生活関連等施設の情報収集するとともに、消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、可能な限り必要な支援を行う。また、町は、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、警備の強化を求める。
- 町は、NBC攻撃による災害への対処等については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることを基本としつつ、退避の指示、警戒区域の設定など、関係機関と連携して、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。また、町はNBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、関係機関との連携の下、所要の措置を講ずる。

### 第8章 被災情報の収集及び報告

- 町は、人的、物的被害等の被災情報を収集し、道及び消防庁に報告する。

### 第9章 保健衛生の確保その他の措置

- 町は、道と連携し避難所等の保健衛生の確保のための措置を講ずる。
- 町は、環境大臣が定める特例基準に基づき、廃棄物を適切に処分する。
- 町は、文化財の所有者等と連携し、文化財の保護を行うとともに、道等が実施する文化財の保護を支援する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

- 町は、生活関連物資等の価格安定について、道が行う措置に協力する。
- 町教育委員会は、道教育委員会と連携して、被災児童生徒等に対する教育に支障が生じないように対応し、町は、避難住民等の生活安定のため、公的徴収金の減免、水の安定的な供給など必要な措置を講ずる。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

- 町長及び消防長は、国の基準に基づき、特殊標章等の交付及び管理を適切に行う。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

- 町は、その管理する施設及び設備が被災したときは、一時的な修繕・補修など必要な措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

- 町は、武力攻撃災害が終息した後、可能な限り速やかに被害状況を調査し、実態を把握するとともに、国が示す方針に従って道と連携して復旧を実施する。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。
- 町は、国民保護措置の実施に際して損失や損害を与えた場合は、法令の定める手続に従って補償を行う。
- 町は、道の対策本部長の総合調整又は指示に基づく損失を受けたときは、法令の定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

# 第5編 緊急対処事態への対処

- 町は、緊急対処事態は、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- 町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。